

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-38号
2	公募日	令和8年4月6日
3	契約担当者	能代市下水道事業 能代市長 齊藤 滋 宣
4	件名	能代終末処理場沈砂等運搬及び中間処分業務委託(汚泥吸排車)その2
5	業務場所	能代市向能代字平野館下起上78-18ほか2地内
6	履行期間	令和8年5月1日から令和9年3月31日
7	当該業務の主管課	都市整備部 下水道課 電話番号 0185-89-2203 ファクシミリ番号 0185-89-1780
8	物品又は委託の種別	委託(単価入札)
9	主な仕様(概要)	沈砂等運搬及び処分 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること  (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「①指名競争入札及び随意契約」で掲載されていること。  (2) 秋田県内に契約の締結出来る営業所を有していること。  (3) 産業廃棄物の収集運搬業(事業の範囲:汚泥)の許可を有していること。  (4) 産業廃棄物の処分業(事業の範囲:施設の区分が中間処理(脱水)であり汚泥の取扱いが可能であること)の許可を有していること。  (5) 国、秋田県及び本市の指名停止期間中でないこと。
11	入札に関する注意事項	入札は10円単位とし、1tあたりの単価入札(消費税等を除く)とする。
12	入札予定日	令和8年4月17日 (金) 午前10時40分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり (2) 参加申込書に10(3)及び10(4)の許可を有していることを証する書類(写し可)を添付すること。

入札スケジュール

件名： 能代終末処理場沈砂等運搬及び中間処分業務委託(汚泥吸排車)その2

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年4月6日（月） 正午から 令和8年4月8日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年4月6日（月） 正午から 令和8年4月8日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先:業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年4月6日（月） 正午から 令和8年4月10日（金） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年4月10日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年4月14日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年4月17日（金） 午前10時40分 会場： 能代市役所第1庁舎 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市下水道事業  
能代市長 齊藤 滋 宣 様

住 所  
申込者 商号又は名称  
代表者氏名  
(名簿登録番号 )

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発注番号	第2-38号		
物品(業務)名	能代終末処理場沈砂等運搬及び中間処分業務委託(汚泥吸排車)その2		
本入札に関する 連絡先	担当者名		
	電話番号	F A X 番号	

# 入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市下水道事業  
能代市長 齊藤 滋 宣 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	能代終末処理場沈砂等運搬及び中間処分業務委託（汚泥吸排車）その2
入 札 金 額	1 tあたり 円
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

## 応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
  - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
  - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。  
※落札決定の日は、入札日をいう。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
  
- 2 仕様書等に関すること。
  - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
  - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
  - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
  
- 3 入札参加申込等に関すること。
  - (1) 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
  - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
  - (3) 申込書類の作成  
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
  - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
  - (5) 入札参加の辞退  
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
  
- 4 指名通知等
  - (1) 指名通知  
申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
  - (2) 非指名通知  
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

#### 5 入札、落札決定に関する注意事項

- (1) 能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、1枚（1回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- (4) 入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

#### 6 契約の締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条の規定による。

#### 7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。  
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。  
※測量士等（所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

令和8年度			委 託 設 計 書		
委 託 名		能代終末処理場沈砂等運搬及び中間処分業務委託 (汚泥吸排車) その2			
委 託 場 所		能代市向能代字平野館下起上78-18ほか2地内		期 限	
幹 線 名 等 施 設 名 等		能代終末処理場、中川原中継ポンプ場、 長崎中継ポンプ場		令和9年03月31日	
<p>委託内容</p> <p>1. 能代終末処理場、中川原中継ポンプ場及び長崎中継ポンプ場から 発生する沈砂等の運搬及び中間処分業務</p> <p>2. 運搬区間：能代終末処理場～中間処分施設～最終処分施設 (秋田県環境保全センター)</p> <p>3. 発生見込量 約140 t</p> <p>4. 運搬回数 約50回</p>					
設 計 金 額					



# 一般仕様書

(沈砂等運搬及び中間処分業務)

年 度：令和8年度

委 託 名：能代終末処理場沈砂等運搬及び中間処分業務委託  
(汚泥吸排車) その2

(業務内容)

第1条 本業務は、能代終末処理場、中川原中継ポンプ場及び長崎中継ポンプ場から発生する沈砂等を中間処分施設へ運搬する運搬業務と、中間処分施設で中間処分(脱水)した後、発注者が指定する最終処分施設まで運搬する中間処分業務からなるものである。

(運搬業務の基準)

第2条 本運搬業務は、以下の基準に従い行うものとする。

- (1) 沈砂等の運搬日は、発注者が指定する日とする。
- (2) 運搬に使用する車両は、発注者の承認を得なければならない。
- (3) 運搬経路については、発注者の承認を得なければならない。
- (4) 業務の実施に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関連する法令等遵守しなければならない。

(中間処分業務の基準)

第3条 本中間処分業務は、以下の基準に従い行うものとする。

- (1) 最終処分施設は、大仙市協和の秋田県環境保全センターとする。
- (2) 業務の実施に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関連する法令等遵守しなければならない。

(予定数量)

第4条 本業務の予定数量は、約140tである。

(提出書類等)

第5条 受注者は、別表に示す書類について、提出期限内に発注者に提出するものとする。

(疑義)

第6条 本仕様書に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

別表 (第5条関係)

図 書 名	部 数	提出期限	内 容
委託業務着手届	1部	契約後10日以内	
使用車両承認願	1部	契約後10日以内	使用車両車検証の写し 車両の写真
運転経路承認願	1部	契約後10日以内	運搬経路記載図
委託業務(一部)完了届	1部	業務(一部)完了時	マニフェスト